

福岡市公報

平成27年1月8日 第6172号(別冊2)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目 次—

ページ

教育委員会

○福岡市児童生徒就学援助規則の一部改正(規則第1号) 1

教育委員会

福岡市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成27年1月8日

福岡市教育委員会

福岡市教育委員会規則第1号

福岡市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則

福岡市児童生徒就学援助規則(平成19年福岡市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

題名中「児童生徒」を「児童生徒等」に改める。

第1条中「及び第49条」を削り、「学齢児童及び学齢生徒」を「学齢児童及び学齢生徒のうち、福岡市立の小学校、中学校又は国(学校教育法第2条第1項に規定する国をいう。以下同じ。)若しくは都道府県が設置する小学校、中学校若しくは中等教育学校の前期課程に在学し、福岡市に住所を有するものをいう。以下同じ。)又は入学予定者(福岡市立の小学校、中学校又は国若しくは都道府県が設置する小学校、中学校若しくは中等教育学校の前期課程の次年度の入学予定者で福岡市に住所を有するもの)」に改める。

第2条第1項中「(以下「委員会」という。)は、福岡市立の小学校、中学校又は国(学校教育法第2条第1項に規定する国をいう。以下同じ。)若しくは都道府県が設置する小学校、中学校若しくは中等教育学校の前期課程に在学し、福岡市に住所を有する児童生徒」を「は、児童生徒又は入学予定者」に改め、同条第2項中「福岡市に住所を有することなく、福岡市立の小学校、中学校に在学する児童生徒」を「福岡市立の小学校、中学校に在学する児童生徒又は福岡市の小学校、中学校の次年度の入学予定者のうち、福岡市に住所を有しないもの」に改める。

第3条第1項中「保護者」を「児童生徒又は入学予定者の保護者」に、「委員会」を「教育委員会」に改め、「中学校の校長」の次に「若しくは入学予定者が入学する予定の

福岡市立の小学校、中学校の校長」を加え、「この校長を経て申請があった場合、校長は、当該児童生徒について、意見を付して委員会に報告しなければならない。」を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「行われている保護者」を「行われている児童生徒の保護者」に、「委員会」を「教育委員会」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項において、校長を経て申請があった場合、校長は、当該児童生徒又は入学予定者について、意見を付して教育委員会に報告するものとする。

第4条第1項中「委員会」を「教育委員会」に改め、同条第2項中「委員会」を「教育委員会」に、「校長を経て」を「児童生徒又は入学予定者の」に改める。

第5条第1項第5号及び第6条中「委員会」を「教育委員会」に改める。

第7条第1項中「委員会」を「教育委員会」に、「保護者に」を「児童生徒又は入学予定者の保護者に」に、「保護者」を「児童生徒の保護者」に改め、同条第2項中「委員会」を「教育委員会」に、「保護者」を「児童生徒又は入学予定者の保護者」に改め、同条第3項中「委員会」を「教育委員会」に、「保護者」を「児童生徒の保護者」に改める。

第8条中「保護者」を「児童生徒又は入学予定者の保護者」に改める。

第9条中「委員会」を「教育委員会」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、入学予定者の保護者にあつては、教育委員会が入学予定者の入学準備金の支給を認定した日から次年度の学年の末日までとする。

第10条を次のように改める。

(援助費の返還)

第10条 援助費は、次に掲げる場合を除き、返還を要しない。

- (1) 第12条第1項第3号に該当するとき。
- (2) 入学予定者が福岡市立の小学校、中学校又は国若しくは都道府県が設置する小学校、中学校若しくは中等教育学校の前期課程に入学しなかったとき、又は当該学校に入学する前年度において福岡市に住所を有しなくなったとき。ただし、第2条第2項に該当するときを除く。
- (3) 教育委員会において返還を要すると認めるとき。

第11条中「保護者」を「児童生徒又は入学予定者の保護者」に、「委員会」を「教育委員会」に改める。

第12条第1項第1号及び第3号中「保護者」を「児童生徒又は入学予定者の保護者」に改め、同条第2項中「委員会」を「教育委員会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。